

津市民文化広告掲載実施基準

平成20年12月26日

改正 平成29年1月16日
平成29年12月15日
令和3年5月12日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市が発行する津市民文化への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、縦22.7センチメートル、横15.3センチメートルとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、津市民文化の表紙以外の頁における所定の位置とする。

2 掲載する広告の枠数は、5枠とする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、津市民文化への印刷（4色プロセスカラー）によるものとする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、津市民文化広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

- (1) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による提出があつた場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 申込者の数が広告の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を津市民文化広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、市長に広告案を提出するものとする。

(広告案の確認等)

第10条 市長は、前条第4項の規定による提出があつた場合は、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めるものとする。

(広告案の費用負担等)

第11条 広告案の作成は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

(掲載料金の納入)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催促その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。
- (2) 第10条の規定による修正を行わないとき。
- (3) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。
- (4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(掲載料金の返還)

第14条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合に

より掲載ができなかったときは、その全部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料金には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、当該広告の内容に関し、すべての責任を負うものとする。

(委任)

第16条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月16日)

この基準は、平成29年1月17日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日)

1 この基準は、平成30年1月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この基準の施行の日以後に発行する津市民文化の広告の掲載について適用する。

附 則 (令和3年5月12日)

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

津市民文化広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）津市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

津市広告掲載要綱及び津市民文化広告掲載実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 広告を掲載しようとする位置

2 広告内容

3 誓約事項

- (1) 広告の内容は、津市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
- (2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、当該広告代理店に広告の掲載を依頼した者を含む。）は、津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当しないこと。

4 税調査に対する同意

津市民文化の広告掲載申込みに当たって、津市が、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を調査することに同意します。

第2号様式（第9条関係）

津市民文化広告掲載決定通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で、申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

1 決定内容

2 掲載料金 金 円

3 掲載しない理由

4 広告案提出期限 年 月 日